

岩沼市民体育センター条例を廃止する条例

岩沼市民体育センター条例（昭和47年条例第22号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正）

2 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例（平成21年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。